

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【公開番号】特開2021-16488(P2021-16488A)

【公開日】令和3年2月15日(2021.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-007

【出願番号】特願2019-133059(P2019-133059)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月31日(2021.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外枠と、該外枠に開閉可能とされる本体枠と、該本体枠に開閉可能とされる扉枠とを有する枠構成部と、

該枠構成部に設けられる遊技構成部と、を備え、

前記遊技構成部は、第1遊技構成部と第2遊技構成部を備え、

前記第1遊技構成部は、遊技の演出を実行するマイクロプロセッサを搭載した演出制御基板を含む複数の基板で構成され、

前記第2遊技構成部は、マイクロプロセッサを搭載していない特定基板を備え、

前記特定基板は、前記第2遊技構成部であることを識別可能な第1固有値を有し、該第1固有値を前記演出制御基板に伝達可能であり、

前記演出制御基板は、前記特定基板から伝達される前記第1固有値と、自己が保有する第2固有値と、を比較可能であり、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部は、それぞれ個別に前記枠構成部に固定されている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

請求項1に係る発明によれば、

外枠と、該外枠に開閉可能とされる本体枠と、該本体枠に開閉可能とされる扉枠とを有する枠構成部と、

該枠構成部に設けられる遊技構成部と、を備え、

前記遊技構成部は、第1遊技構成部と第2遊技構成部を備え、

前記第1遊技構成部は、遊技の演出を実行するマイクロプロセッサを搭載した演出制御基板を含む複数の基板で構成され、

前記第2遊技構成部は、マイクロプロセッサを搭載していない特定基板を備え、

前記特定基板は、前記第2遊技構成部であることを識別可能な第1固有値を有し、該第1固有値を前記演出制御基板に伝達可能であり、

前記演出制御基板は、前記特定基板から伝達される前記第1固有値と、自己が保有する第2固有値と、を比較可能であり、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部は、それぞれ個別に前記枠構成部に固定されている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

このように、本発明の遊技機によれば、第2遊技構成部に備える固有値伝達手段から第2遊技構成部であることを識別可能な固有値が第1遊技構成部に備える演出制御基板へ信号伝達されるようになっているため、演出制御基板は、第1遊技構成部と第2遊技構成部との組み合わせの適合について判定することができる。これにより、第1遊技構成部と第2遊技構成部とが不整合となったことを判別することができるようになり、第1遊技構成部と第2遊技構成部とが不整合の状態で不完全な演出が実行されることを抑止できる。したがって、遊技者の遊技興味の低下を抑制することができる（例えば、段落〔3272〕～段落〔3276〕を参照）。